

改 正 案	現 行
<p>（認定の申請）</p> <p>第十六条 認定講習を実施しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を実施地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 受講者の受講資格及び定員</p> <p>七～十二 （略）</p> <p>（認定講習の認定基準）</p> <p>第十七条 法第十五条第二項に規定する認定講習の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 受講資格は、助産師、保健師若しくは看護師又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する助産師養成所（これらの者が認定講習の実施者である場合に限る。）に在学し、助産師として必要な知識及び技能を修得中の者であること。</p> <p>二～五 （略）</p>	<p>（認定の申請）</p> <p>第十六条 認定講習を実施しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を実施地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 受講者の資格及び定員</p> <p>七～十二 （略）</p> <p>（認定講習の認定基準）</p> <p>第十七条 法第十五条第二項に規定する認定講習の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 受講資格は、助産師、保健師又は看護師であること。</p> <p>二～五 （略）</p>